平成２８年（フ）第６１３号
大阪府羽曳野市野205番地の21、前住所堺市南区高倉台２丁27番７号　Ａ―101号
債務者　二宗塗装こと　二宗　恭介
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２０９号
札幌市東区北21条東18丁目３番19号　ラーラ元町１番館301号
債務者　佐野　龍一
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１７号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―604号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目６番３―618号
債務者　山岸　竜平
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
名古屋市緑区相原郷１丁目2810番地の１　ビバーチェ101号
債務者　古家　桂子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　雄志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３００号
名古屋市天白区土原２丁目301番地
債務者　三浦　博美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９９号
愛知県岡崎市矢作町字小河原22番地　Ａ・Ｃｉｔｙ岡崎矢作103
債務者　小木曽寿人
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４０５号
札幌市東区東苗穂７条３丁目４番１号　バニアビル301号
債務者　加藤　　勇
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７４号
札幌市清田区北野４条３丁目１番17―202号
債務者　堤　　貴志
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
三重県松阪市郷津町191番地
債務者　西村　仁雄
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０６９号
愛知県海部郡蟹江町大字西之森字高粕104番地16
債務者　熊崎　　進
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７０号
愛知県海部郡蟹江町大字西之森字高粕104番地16
債務者　熊崎　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７６号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅４棟713号
債務者　秋谷喜久乃
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４０号
沖縄県浦添市内間５丁目６番１―303号　島マンション
債務者　邊土名宏樹
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市三光町２丁目20番18号　スタイリストＡ　101号
債務者　久米有希子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８６号
青森県八戸市大字石手洗字一本木２番地５　石上住宅１号、前住所岩手県九戸郡洋野町種市第３地割66番地30
債務者　萬徳　光幸
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
青森県八戸市根城１丁目12番３号　中野荘Ｂ―５
債務者　島下喜代子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係